



国民年金保険料の納付が困難な方へ 国民年金保険料の免除・納付猶予申請が可能です

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

●保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になる制度があります。

免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！

メリット
1

例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても、年金額が2分の1保障されます。

（免除の手続きを行わず未納の場合は保障されません。）

※納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

メリット
2

万が一の際にも保障を確保！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を受け取ることができます。

退職（失業等）により納付が困難な方は、特例免除を申請できます

対象となる方	申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方 ※退職（失業等）された方の前年の所得をゼロとして審査します。
保険料の納付が免除される期間	失業等のあった月の前月から翌々年6月まで ※免除等申請ができる期間 ・過去期間……申請書が受理された月から2年1か月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。 ・将来期間……翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで。ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から翌年の6月までの12か月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください

※複数年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができますが、申請書は申請する年度ごとに1枚必要となりますのでご注意ください。



手続きについて

●申請書による申請

①申請書の記入

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に必要事項を記入してください。

②申請書を提出

総務課住民グループまたは稚内年金事務所まで提出してください。郵送でも手続きできます。

退職（失業等）により納付が困難な方は、次の書類を添付してください。

失業した事実が確認できる
証明書類の写し

雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者
離職票や雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など

なお、過去に同一の失業等の理由により免除等を申請し、失業した事実が確認できる証明書類を添付等したことがある場合は、あらためて添付等する必要はありません。

●提出期限

すみやかに提出してください。（申請が遅れても最大2年1か月前までさかのぼって申請できます。ただし、申請が遅れると万が一の際に障害年金などを受け取ることができなくなる場合があります。）

詳しく知りたいときや、わからないことがあったときは稚内年金事務所 お客様相談室（0162-33-7011）または日本年金機構ホームページをご覧ください。